

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
所 属	区 分	警察官	警察官以 外の警察 職員	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官以 外の警察 職員	合 計
警察 本部	[略]				警察 本部	[略]			
	教育訓練者	<u>63</u>		<u>63</u>		教育訓練者	<u>83</u>		<u>83</u>
	[略]					[略]			
	計	<u>646</u>	[略]	<u>871</u>		計	<u>666</u>	[略]	<u>891</u>
[略]				[略]					
	合計	<u>2,081</u>	[略]	<u>2,400</u>		合計	<u>2,101</u>	[略]	<u>2,420</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。